

# 栃木県公報

平成30年  
3月23日(金)  
第2971号

## 目 次

### 規 則

○難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則の一部改正	195
告 示	

○土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正	196
○土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正	196
○土砂災害警戒区域の指定	197
○軽油引取税免税証の無効	197
○生活保護法による指定介護機関の指定	197
○生活保護法による指定介護機関の名称等の変更	199
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	200
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定	200
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定	201
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定辞退	201
○道路の区域の変更	201
○道路の供用開始	202
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定	203
○都市計画事業計画の変更認可	203

### 公 佈

○認定特定非営利活動法人の認定	203
○土地改良区役員の退就任	204
○公共測量の実施	204
○公共測量の終了	204
○都市計画変更図書の写しの縦覧	205
○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更	205

### 宇都宮市街地開発組合

○第228回宇都宮市街地開発組合議会定例会の閉会	205
○平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算(第3号)	205

## 規 則

### 栃木県規則第四号

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

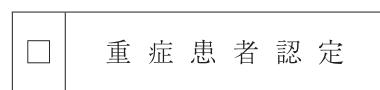
栃木県知事 福田富一

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則の一部を改正する規  
則

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則(平成16年栃木県規

則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中



」を「に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康増進課)

## 附 示

### 栃木県告示第百一十七号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十年栃木県告示第九十八号)により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十二日

栃木県知事 福田富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鹿沼市加園 2120	略	略	鹿沼市加園 2120	略	略
器			鹿沼市下沢 2122	別紙図面のと おり。(図面 省略)	土石流

### 栃木県告示第百一十八号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十年栃木県告示第百号)により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十二日

栃木県知事 福田富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項			建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

略			
鹿沼市加園 2120	略	略	略
略			
鹿沼市加園 2120	略	略	略
鹿沼市下沢 2122	別紙図面の とおり。 (図面省 略)	土石流	別紙図面 のとお り。(図 面省略)
略			

## 栃木県告示第百一十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成11年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県土整備部砂防水資源課、栃木県鹿沼木事務所及び鹿沼市役所において縦覧に供する。

平成11年11月11日

栃木県知事 福田富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鹿沼市下沢2122	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

(砂防水資源課)

## 栃木県告示第130号

次の軽油引取税免税証は、平成30年1月30日から無効とした。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田富一

免税証の種類	免 税 用 途	免税証の記号及び番号	枚 数	有 效 期 間	免税証に記載された販売業者の住所氏名	免 税 証 を 交 付 し た 県 税 事 務 所 名	無 効 の 事 由
100円券	農 業	A0640116970	1枚	H30.1.1 ～ H30.3.31	下野市 (有)大門商店	栃木県 栃木県税事務所	紛失
50円券		A0540062304	1枚				
20円券		A0440120888 ～ A0440120889	2枚				

(税務課)

## 栃木県告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。